

岩手県告示第251号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち県土整備部に係るもの（平成21年岩手県告示第334号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
都市計画課	高田松原津波復興祈念公園旧気仙中学校改修費補助、市街地再開発事業費補助及び優良再開発建築物整備促進事業費補助	都市計画課	市街地再開発事業費補助、 <u>優良再開発建築物整備促進事業費補助</u> 及び広域的都市機能支援交付金
[略]		[略]	
建築住宅課	住みたい岩手の家づくり促進事業費補助、がけ地近接危険住宅移転事業費補助、災害復興住宅融資利子補給補助、生活再建住宅支援事業費補助及び高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助	建築住宅課	住みたい岩手の家づくり促進事業費補助、 <u>若者向け空き家住宅取得支援事業費補助</u> 、がけ地近接危険住宅移転事業費補助、災害復興住宅融資利子補給補助、生活再建住宅支援事業費補助及び高齢者向け優良賃貸住宅等供給促進事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			